

有機燐系農薬、殺虫剤の使用停止を求める意見書

今まで、有機燐系農薬は安全対策を行い適正に使用する限り、毒性を起こすような残留性が少なく安全で、かつ非有機燐系農薬よりも安価なことから、幅広く使用されてきた。また、無人ヘリコプターによる農薬散布は重労働な地上散布に比べ効率的で、従事者の減少や高齢化の進む中、必要性の高いものであった。

しかし、この無人ヘリによる散布とは、積載重量の関係で地上散布よりも100倍以上の高濃度で使用され、ガス化した有機燐が数週間にわたり広範囲に拡散し、周辺住民や使用者が長期間暴露されるなど、健康被害の起こる可能性が指摘されている。また、農地以外でも殺虫駆除目的で官民間問わず屋内外施設など、日常生活の広範囲に継続して散布されている。

そこで平成18年6月、群馬県では化学物質に過敏に反応する県民の存在や、長期の微量または反復暴露による、慢性毒性を指摘する研究結果を完全には否定できないことに加え、既に代替薬剤の使用が可能なことから、関係団体に対し、無人ヘリによる有機燐系農薬空中散布の自粛要請を全国初で決断した。一部自治体では、割高ではあるものの空中散布に使用する農薬を、有機燐系以外の代替物にかえる事態ともなった。

さらに、群馬県では安全性の解明に向けて健康実態の調査を進め、暴露評価、免疫や神経の毒性試験を行っている。欧米では、日本で試験に採用する以外の多くの酵素が阻害されることで、精神・神経、免疫、内分泌、生殖・発達における毒性や代謝・循環器系障がいや、場合によっては深刻な不可逆的障がいが起こるという論文が発表されている。既にEUでは、農薬のより安全な使用を念頭に多くの加盟国で有機燐系農薬の使用禁止が進み、空中散布も原則禁止となり、とりわけ英国では使用、販売自体が禁止されている。

他方、農薬の業界団体では散布自粛要請に対し、国の基準に従い適正に使用される限り安全性が確保されるとして、遺憾を表明している。その基準に関し、農林水産省は同県などで発生している事例について、根拠のない精神的なものとし、住宅地での使用規制があることや、3年ごとの再登録時に行う既存の安全性の確認実施を根拠に、問題を認めぬままである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、当面、有機燐系農薬、殺虫剤の長期微量暴露やガス化拡散など新たな問題を含めた実態調査、研究と結果に基づく対策実施までの期間、全面的な使用停止を実施するよう、強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司

